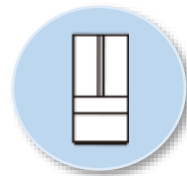


京都府地球温暖化対策条例に基づく



省エネマイスター講習会



主催：京都府

日時 令和7年8月 29 日（金）午後2時～午後3時 30 分（受付開始：午後1時 50 分）

方法 オンライン（Zoom）

内容 (1) 講義Ⅰ：地球温暖化対策に係る京都府の取組
講 師：京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課
(2) 講義Ⅱ：買い手の関心度が高い省エネ家電の情報について
講 師：京都府地球温暖化防止活動推進センター 事務局次長 浅井 薫 氏
(3) 修了試験

対象 特定電気機器等を販売する事業者の方（販売員等）
※府民に省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を促すため、京都府地球温暖化対策条例では、1,000 ㎡以上の売場面積をもって特定電気機器等を販売する事業者に**省エネマイスターの設置を義務**付けています。

申込 以下の申込フォームよりお申し込みください。（申込期限：令和7年8月 22日（金））
申込フォーム：<https://forms.gle/Dg7TgvcTrUDTQGQE7>



申込フォームはこちらの
二次元コードからもアクセスできます

義務対象以外の事業者の方も
ぜひご参加ください



「省エネマイスター」選任済みの事業者につきましても、
各事業所単位での選任を目指し、
より多くの方の受講をお願いします



「省エネマイスター」

家電販売店等において**特定電気機器等（＊）の省エネに関する説明**をする販売員の指導、
その他適切な説明の推進を行う者。

＊エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座。

【申込み・問い合わせ先】

京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課 温暖化対策係 秋山

TEL:075(414)4708 / FAX:075(414)4830 / E-mail:datsutanso@pref.kyoto.lg.jp